

令和3年1月版

新型コロナウイルスの影響により特例猶予を受けられた方へ

国税庁

## 納税の猶予期限にご注意ください

現在、特例猶予（「納税の猶予の特例」）を受けている方は、今後、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなく納付いただきますようお願いいたします。

※ 特例猶予期間の終了日までに納付できない場合は、他の猶予を受けられることがありますので、お早目に所轄の税務署（徴収担当）へご相談ください。

## 以下の注意点をご確認ください。

- ① 猶予期間の終了日は、先に送付しております「納税の猶予許可通知書」によりご確認ください。
- ② 納付に当たっては、猶予許可通知書送付時に同封した納付書等により、お近くの金融機関等で納付してください。
- ③ 猶予期間の終了日までに納付ができない場合は、延滞税がかかります。また、督促状の送付、納税コールセンターから電話することがありますので、ご了承ください。
- ④ 他の猶予を受けると延滞税が軽減されます。他の猶予を受けるためには、再度審査があり、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。

## 国税の「納付手続」と「ご相談窓口」のご案内

① 国税の納付手続について  
お近くの金融機関等

納付方法の詳細については、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください、お近くの金融機関等（※）で納付してください。

（※）裏面の各種ご案内をご覧ください。



CLICK!



<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm>

② 猶予制度に関するご相談  
所轄の税務署（徴収担当）

「猶予制度」の詳細については、国税庁ホームページ（納税が困難な方へ）をご覧ください、所轄の税務署にご相談ください。



CLICK!



[https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu\\_konnan.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)

# 国税の納付手続について

特例猶予を受けられた納税者の皆様には、猶予の期限までに自ら納付していただく必要があります。次のとおり、簡単・便利な納付方法を用意しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、金融機関等で納付される方で納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書に現金を添えてご利用ください。

## 簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

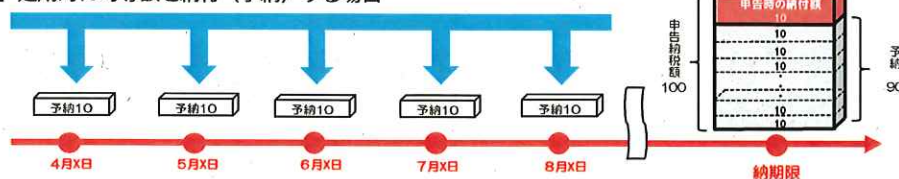
- インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。
- 特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーライタが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。



## 今後、納期限が到来するものは、予納（あらかじめ納付）も可能です

- ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告等により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。
- 納付の日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



## 電子納税のご案内

詳しくはこちら↓

- 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、ご自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付できます。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（国税の納付手続）をご覧ください。



## QRコードを利用したコンビニ納付のご案内

詳しくはこちら↓

- ご自宅などで、国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報を「QRコード」として作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付することができます（納付できる金額は30万円以下となります）。
- 詳しくは、国税庁ホームページ（コンビニ納付（QRコード））をご覧ください。

